

絶滅のおそれのある野生動植物等の輸出承認について

輸出注意事項 23 第 11 号（平成 23 年 9 月 1 日）

最終改正：輸出注意事項 2021 第 27 号（令和 3 年 9 月 24 日）

輸出貿易管理令（昭和 24 年政令第 378 号）別表第 2 の 36 の項の中欄に掲げる絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約附属書 I 又は附属書 II に掲げる種に属する動植物等の輸出承認については、「輸出貿易管理令の運用について」（昭和 62 年 11 月 6 日付け 62 貿局第 322 号・輸出注意事項 62 第 11 号）によるほか、平成 23 年 10 月 1 日から下記により行います。

記

1 適用地域

適用地域は、全地域とする。

2 適用品目

適用品目は、輸出貿易管理令別表第 2 の 36 の項の中欄に掲げる絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（以下「条約」という。）に係る関連貨物であって、次の品目とする。

- （1）条約附属書 I に掲げる種に属する動物又は植物、これらの個体の一部及びこれらの卵、種子、球根、果実（果皮を含む。）、はく製又は加工品。
- （2）条約附属書 II に掲げる種に属する動物又は植物、これらの個体の一部及びこれらの卵、種子、球根、果実（果皮を含む。）、はく製又は加工品。ただし、植物の個体の一部、種子、球根、果実（果皮を含む。）及び加工品にあつては、条約附属書 II により特定されるものに限る。

3 輸出承認の申請

（1）輸出承認申請書の提出先

輸出承認の申請をしようとする者は、次に掲げる表の「貨物の種類」の区分に応じ、右欄に掲げる「担当課室」に輸出承認申請書 2 通を提出するものとする。

項	貨物の種類	担当課室
1	適用品目のうち、次に掲げるもの以外のもの	経済産業省貿易経済協力局貿易管理部野生動植物貿易審査室
2	適用品目のうち、サボテン科全種、そてつ科全種（人工的に繁殖されたものに限る。）、ゆり科アロエ属全種、らん科全種（人工的に繁殖されたものに限る。）及びさくらそう科シクラメン属全種	経済産業局（関東経済産業局にあつては、東京通商事務所及び横浜通商事務所に限り、近畿経済産業局にあつては、神戸通商事務所を含む。）及び沖縄総合事務局の商品輸出担当課

（2）輸出承認申請の際の添付書類

- ① 輸出承認申請説明書（別紙様式） 原本 1 通
- ② 輸出契約書又は輸出契約を証するに足る書類（英語以外の外国語の場合には、和訳又は英訳したもの（任意様式）を添付のこと。）のいずれかの写し（ATAカルネ手帳（注 2）に替え

ることができる。) 1通

③ 条約に基づく次のいずれかの書類

(イ) 条約に基づく日本国許可・証明(申請)書(注1) 2通

(ロ) 条約第7条1項及び同条約決議12.3に基づく商品見本に係る証明書(以下「商品見本証明書」という。)(注3)及びATAカルネ手帳の写し 各1通

④ 特に必要があると認めるときは、上記以外の書類等の提出を求めることがある。

(注1)「絶滅のおそれのある野生動植物等に係る輸出許可書等の申請手続等について」(昭和55年11月1日付け貿易398号・輸出注意事項55第17号。以下「輸出許可書等の申請手続等」という。)の別紙様式1-(1)の書類とする。

(注2)物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約(ATA条約)第1条(d)に規定する通関手帳をいう。

(注3)条約決議12.3に基づき条約締約国等が発行した商品見本に係る証明書であって、次の条件を満たすもの(ATAカルネ手帳に記載された情報等により当該証明書として同等の内容が確認できるものを含む。)とする。

なお、商品見本証明書の原本を所有していること及び同証明書による輸出先国への輸入が認められることについて輸出先国の管理当局等の同意が得られていること。

イ)商品見本であって、販売又は譲渡をしないこと。

ロ)当該貨物が、条約附属書Iに掲げるもの(商業目的のために飼育により繁殖させた動物又は人工的に繁殖させた植物であって、附属書II扱いとなるものに限り、生きているものを除く。)又は同条約附属書IIに掲げるもの(生きているものを除く。)であること。

ハ)ATAカルネ手帳により輸入されたものであること。

ニ)次の要件を満たす商品見本証明書であること(ATAカルネ手帳に記載された情報等により同等の内容が確認できる場合を含む。)

i)「輸入者」欄及び「輸出者」欄の氏名、住所及び国又は地域が一致していること。

ii)「特別条件(Special conditions)」欄(当該欄に相当する欄を含む。)に、次の事項が記載されていること。

a)「この書類は商品見本を対象とし、有効なATAカルネ手帳が添付されない限り無効である。この証明書の対象となる標本は、この書類を発行した国以外で販売又は譲渡できない。」

(例)

This document covers a sample collection and is invalid unless accompanied by a valid ATA carnet. The specimen(s) covered by this certificate may not be sold or otherwise transferred whilst outside the territory of the State that issued this document.

b)経由国又は地域が明記されており、日本が経由国に記載されていること。

(3) その他

本申請と併せ、輸出許可書等の申請手続等に従い、条約に基づく輸出許可書等の申請手続を行うものとする。ただし、(2)の③の(ロ)に掲げる書類を提出した場合は、輸出許可書等の申請は不要とし、輸出する際には、輸出許可書等に代えて当該証明書を税関に提示するものとする。

4 輸出の承認

輸出の承認は、当該申請が上記3に従って行われたものであることを確認するとともに、我が国として条約を誠実に履行する観点から、輸出許可書等の申請手続等のⅢの1の(3)に定める要件のすべてを満たす場合に限り、行うものとする。

5 承認の条件

適用品目について輸出承認を行う場合は、次の条件を付するものとする。

(1) 適用品目のすべて ((2) に該当するものを除く。)

本輸出承認証により輸出する際には、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約に基づく日本国許可・証明書」の原本を税関に提示し、当該書類の15欄に数量確認を受けること。

(2) 商品見本証明書により輸出するもの

本輸出承認証により輸出する際には、我が国に輸入する際に税関に提示した「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約に基づく商品見本証明書」の原本を税関に提示し、裏書きを受けること。

(3) ワニ目の種の皮等

本輸出承認証により輸出されるワニ目の種の皮等には、ワニ皮タグが個別に付されており、当該ワニ皮タグの記号及び番号が「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約に基づく日本国許可・証明書」の原本にすべて記載されていること。

(注1) 上記(3)中の「ワニ目の種の皮等」とは、ワニ目(Crocodylia)の種の皮、脇腹又はキャレコ(原皮、なめした皮革及びそれらが切り分けられているものを含み、皮革製品、くず、粉及び生きているもの並びに条約適用前取得のものを除く。)をいう。

(注2) 上記(3)中の「ワニ皮タグ」とは、条約決議11.12に基づくワニ皮の識別のための国際統一標識システム(タグ制度)による標識をいう。

輸出承認申請説明書
Instructions of application for export approval

(Date) _____ 年(year) _____ 月(month) _____ 日(day)

経済産業大臣 殿
Minister of Economy, Trade and Industry

申請者 (輸出者) (Applicant (exporter))

氏名又は名称及び代表者の氏名

(Name / Name of the corporation and of its representative)

住 所(Address in Japan)

〒

担当者名(Name of the person in charge)

電話番号(Phone number)

1. 輸入者 (荷受人) Importer (Consignee)	氏名又は企業名 Name / company	
	住所 Address	
	仕向地 Destination (Country)	
	受入施設 (生きている動植物 の場合) Receiving facility (In case of Living plants and animal s)	(住所及び施設概要) Address and facility 動物園[Zoo]・水族館[Aquarium]・植物園[Botanical garden]・温室[Greenhouse]・水槽 [Water tank]・その他[Other] ()
2. 輸出しよう とする貨物 Export cargo	動物又は植物の名称 Name of animal or plant	(学名) Scientific name (一般名) Common name (附属書番号) Appendix no I・II
	出所の区分 Source	野生[Wild]・繁殖[Captive Breeding/Artificial Propagation]・ 条約適用前[pre-convention]
	輸出時点の貨物の状 態 Cargo status at the time of export	(生きている場合、その運送手段) In case of living plants or animals, its transportation means
		(生きていない場合、その状態及び加工製品名) In case of dead animal or plant, its state and product name
数量 quantity		

3. その他 Other	該当する項目に記入すること	飼育繁殖・人工繁殖させたもの Case of captive breeding and artificial propagation	(繁殖期間) Breeding period 年(year) 月(month) 年(year) 月(month)まで
			(繁殖者の氏名及び住所) Breeder's name and address
			(条約附属書 I に掲げるものであって、関係省庁の繁殖に係る証明を受けた場合は、その証明書番号及び発行年月日) In case of Appendix I, certificate number and date of issue of the certificate of breeding or propagation issued by authorities concerned.
	購入 (入手) 元 Seller or assignor	(氏名又は企業名) Name / company name	
		(住 所) Address	
(電 話) Phone number			
		(購入 (入手) 年月日) Purchase date 年(year) 月(month) 日(day)	
輸入許可書 (注) 3.) Import permit	(発行国) County of Issue (発行日) Date of issue (許可書番号) Original Permit No. なお、写しを添付します。(Attach a copy of Import permit) 附属書 I のみ(Only Appendix I)		
備考 Note			

- (注) 1. 用紙の大きさは、A列4番とする。
2. 記載事項は、やむを得ない場合には、英語で記入しても差し支えありません。
3. 「3. その他」の輸入許可書の欄には、条約附属書 I に掲げる動植物等であって、輸入国政府当局（締約国等が国又は地域ごとに定める管理当局又はこれに準ずる当局をいう。）の発行する輸入許可書が条約上必要とされている場合に記入する。